

[중국특허침해소송] 최근 일본회사의 중국 특허침해소송 승소 보도자료



흥미삼아 일본회사가 중국 특허침해소송에서 승소했다는 보도자료를 소개합니다.

1. 일본유명 타이어회사 브릿지스톤사에서 중국의 대기업 WANLI 타이어회사를 상대로 상하이지재법원(중국지재전문법원 - 베이징, 상하이, 광저우지재법원 3개 법원)에 제기한 특허침해소송에서 승소하였다는 설명입니다.

WANLIタイヤ社との特許権侵害訴訟 上海知識産権法院で当社が勝訴

2017年05月31日

株式会社ブリヂストンが、中国の大手タイヤメーカーである広州市華南橡膠輪胎有限公司および広州豊力橡膠輪胎有限公司（以下総称して、WANLIタイヤ社）を相手に提起していた特許権侵害訴訟について、上海知識産権法院において当社が勝訴しました。

当社は、WANLIタイヤ社が、当社が特許権を持つSUVタイヤDUELER A/T REVO2のトレッドパターン^{*}を使用してタイヤを製造・販売した行為は特許権侵害に該当するとして、2015年10月、上海知識産権法院に特許権侵害で提訴していました。その結果、当社の主張が認められ、2017年4月に、WANLIタイヤ社に対して特許権侵害行為を差し止めるための製造・販売の中止、金型の廃棄、及び損害賠償金の支払いを命じる判決が下されました。

昨年9月に当社勝訴が確定した中国・三角輪胎股份有限公司との訴訟では権利期間が10年に定められた「意匠権」の侵害が認められたものでしたが、今回の判決では権利期間が20年に定められた「特許権」の侵害が認められる形となりました。損害賠償金の金額は約60万元です。今回の判決は、知的財産専門の裁判所である知識産権法院によって下されたものであり、その妥当性は今後も尊重されるものです。

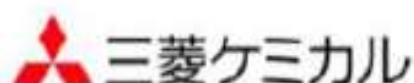
当社は知的財産の保護に努めており、当社の特許、商標、及びその他の知的財産の不正使用または侵害に対しては今後も厳正に対処していきます。そうした活動を通じて、お客様の安心・安全を最優先し、ブランド価値の維持・向上を図っていきます。

2. 다음 보도자료는 특허권자 외국회사에서 중국회사를 상대로 특허침해소송을 제기하자 중국회사에서 특허무효심판을 제기한 사안에 관한 내용입니다.

즉, 일본회사 미쓰비시 케미컬과 일본국립연구기관 물질재료연구소에서 공동으로 중국에 특허등록한 LED용 형광물질 특허에 대해서 중국회사를 상대로 특허침해 금지소송을 제기하였고, 이에 대해 중국회사에서 특허무효심판을 제기하였습니다.

그러나, 중국 특허심판원(특허복심위원회)에서는 해당 특허가 유효라고 심결을 하였다는 내용입니다.

자료를 보면, 중국회사는 특허무효심판을 2016. 11. 2. 청구하였는데 그로부터 약 6개월이 지난 2017. 5. 10. 심결이 났습니다. 특허침해소송의 대상인 특허에 대한 무효심판을 상당히 신속하게 진행하여 심결한다는 것을 보여줍니다.



2017年5月17日

中国特許復審委員会が、三菱ケミカルと物質・材料研究機構の赤色蛍光体特許に対する中国・英特美光電（蘇州）有限公司の請求を退け、特許の有効性を認める

三菱ケミカル株式会社
国立研究開発法人物質・材料研究機構

三菱ケミカル株式会社(本社：東京都千代田区、社長：越智仁、以下「MCC」)と国立研究開発法人物質・材料研究機構(茨城県つくば市、理事長：橋本和仁、以下「NIMS」)は、MCCとNIMSが共有する、LED用として広く用いられる赤色蛍光体に関する中国特許(第ZL201110066517.7号、以下「本特許」(注1))について、中国の英特美光電(蘇州)有限公司(英文訳名：Intematix Suzhou lighting Co.,Ltd.、以下「英特美光電社」)が2016年11月2日付で特許復審委員会に請求していた無効審判において、同委員会が英特美光電社の主張を全面的に退けて本特許の有効性を認め、2017年5月10日付で審査決定書を受領したことをお知らせいたします。

本特許は、通称CASN、SCASN又は1113蛍光体(注2)と呼ばれる窒化物系の赤色蛍光体およびそれを用いたLED、照明器具やLCDバックライト等を広くカバーする基本特許群の中の1件です。CASNおよびSCASN蛍光体は、高い輝度と信頼性からLED用として最も広く使用されている赤色蛍光体であり、当社が製造販売している当該赤色蛍光体は、LEDメーカー各社より多くの支持、評価を頂いているものです。

なお、MCCは2015年1月23日付で、米国Intematix Corporation(中国名：英特美公司)および英特美光電(蘇州)有限公司、中国での販売代理店である深圳(セン)格亮光电有限公司(英語名：GrandLux Optoelectronics Co.,Ltd.、Intematix社の中国における販売代理店)の3社に対し、本特許を侵害しているとして、中国における蛍光体製品の生産および販売等の侵害行為の差し止めと損害賠償を求める訴訟を深圳(セン)市中级人民法院に提起しています。この特許侵害訴訟は現在審理中ですが、今回、本特許の有効性が特許復審委員会により認められていることから、今後の同訴訟の迅速な進行が期待されます。

今回の決定は、長年中国で積極的に投資、事業展開を行ってきたMCCにとって重要な知的財産の有効性が法により改めて認められたもので、これによりMCCは引き続き蛍光体産業の健全な発展と秩序維持に貢献できると考えております。今後も、他社が当社特許を侵害する製品を実施するようなことがあれば、MCCはこれを看過することなく、適正な対応を取る所存です。

변리사 22년/변호사 14년 경력, 특허심판소송, 손해배상, 형사소송, 해외분쟁, One-Stop 대응

T. 02-591-0657 E. kkh@kasanlaw.com H. www.kasanlaw.com